

## 巻 頭 言

### 公認心理師法について

松田ひろし 日本精神神経学会財務担当理事

Hiroshi Matsuda

長年にわたり精神科医療領域の懸案であった「公認心理師法」が、昨年(2015年)9月に国会で審議の上、承認され成立した。現在2年後の国家資格試験施行にむけて、試験機関として指定された日本心理研修センターのみならず、関係省庁および団体は準備に余念がないと思われる。

心理職の国家資格化については、戦後まもなく関係者の間で議論され始め、本学会でも長い間、関係心理団体との協議が頻回に行われた。そのような中、2005年「臨床心理士および医療心理師法案」(いわゆる2資格1法案)が心理系団体より法案成立にむけて準備された際、精神科七者懇談会などの医療系団体が、援助を必要とされている人々が混乱しかねないなどの理由により強く反対し、国会上程が見送られた経緯がある。

その反対意見として、本学会は「法案に対する緊急見解」や「反対声明」を公表し、「…扱われる対象が精神疾患であるならば、診療行為や心理社会的介入は医行為であり、精神科医の診療と密接な連携としてよく対処されるべきであり、そのほとんどは精神医療の範疇に入るものである。臨床心理士が、それらの心理的対応において、精神疾患の有無を判断しない場合、出来ない場合またはその存在に対して適切な対処を欠いた場合、重大な問題が生じることになる」と懸念を示した。

その後、それまでの論点をふまえて、医療心理師推進協議会、臨床心理士推進協議会および日本心理学諸学会連合の3団体の活発な、しかも前向きな話し合いにより、国家資格化に関する1資格1法案が整理されていった。本学会の「心理職の国家資格化に関する委員会」(現 心理技術職に関

する委員会)では、医療の現状をふまえて国家資格が必要であるとの立場から、この心理系3団体と連絡を取りつつ、学術総会において毎回シンポジウムを開催し、その場で問題を抽出し、国家資格化にむけての課題について討論を行った。その中で、幾度となく議論されたことは、心理職の養成の問題であった。資格取得者が臨床現場で対応が可能な必要最低限の資質とはどのようなものか、臨床には欠かせない実務経験がどの程度の期間必要とされるか、個別支援のみならず多職種によるチームでの支援や活動にどのように参加し協働するのかなど、枚挙にいとまがないが、基本的には、精神医学・保健・福祉の分野において心理職は重要な職種であるという共通認識のもと、現実的な課題について多く意見交換を重ねた。そしてその結果を誤解のないように、心理系3団体に明確に伝えていった。

これらの過程を経て、特定の分野に限定されない「汎用性」のある心理職の国家資格として、公認心理師法は成立した。成立に関する何十年にわたっての紆余曲折の経緯については、詳しく述べることは紙幅の制約上できないが、乗り越えなければならない問題について、様々な困難を諦めずに協議していった関係各位の並々ならぬ努力の賜物と深く敬意を表するとともに、本学会の心理技術職に関する委員会もこれまでたびたび表明している通り、公認心理師の本格的な養成には、臨床の場の提供などでの協力を惜しまないこととしている。会員の皆様の末長い温かい応援をよろしく願う次第である。